

令和6年度 介護保険料の改定のお知らせ

介護保険料は3年に1度見直しを行い、3年間の給付費の見込みなどから、基準額を決定します。令和6年度の介護保険料は、基準額66,000円（年額）を78,000円（年額）に改定します。これまで所得金額等によって9段階に分かれていましたが、令和6年度からは13段階となります。各段階の保険料は下記の表のとおりです。

なお、介護保険料の普通徴収（納付書での支払い）は令和6年7月から令和7年2月までの8期となります。



課税状況	段階	区分	保険料 (年額)	算定方法 (基準額×●)
非課税世帯	1	福祉年金受給者かつ住民税非課税者・生活保護	22,230円 (19,800円)	0.285
		合計所得金額+課税年金収入額 80万円以下		
	2	合計所得金額+課税年金収入額 80万円超 120万円以下	37,830円 (33,000円)	0.485
課税世帯 本人非課税	3	合計所得金額+課税年金収入額 120万円超	53,430円 (46,200円)	0.685
	4	合計所得金額+課税年金収入額 80万円以下	70,200円 (59,400円)	0.9
本人課税	5	合計所得金額+課税年金収入額 80万円超 (基準額)	78,000円 (66,000円)	基準額
	6	合計所得金額+課税年金収入額 120万円未満	93,600円 (79,200円)	1.2
	7	合計所得金額+課税年金収入額 120万円以上 210万円未満	101,400円 (85,800円)	1.3
	8	合計所得金額+課税年金収入額 210万円以上 320万円未満	117,000円 (99,000円)	1.5
	9	合計所得金額+課税年金収入額 320万円以上 420万円未満	132,600円 (112,200円)	1.7
	10	合計所得金額+課税年金収入額 420万円以上 520万円未満	148,200円	1.9
	11	合計所得金額+課税年金収入額 520万円以上 620万円未満	163,800円	2.1
	12	合計所得金額+課税年金収入額 620万円以上 720万円未満	179,400円	2.3
	13	合計所得金額+課税年金収入額 720万円以上	187,200円	2.4

※ () 内の金額は令和3～5年度の金額

▶ 問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎ 1603